

聖籠町手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年9月11日

聖籠町長 西脇道夫

聖籠町条例37号

聖籠町手数料条例の一部を改正する条例

聖籠町手数料条例（平成12年聖籠町条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第7条第1項に規定する通知カードの再交付手数料	1件につき 500円
--	------------

」

を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。